

## 第 2 5 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和 2 年 1 月 2 9 日（水）大阪合同庁舎第 2 号館 5 階 共用会議室 E	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 段林 和江 弁護士 委員 川端 郁雄 税理士	
審査対象期間	平成 3 1 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 3 0 日契約締結分	
抽出案件	<p>3 件</p> <p>内 訳</p> <p>（公共工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札案件 1 件</li> <li>うち、低入札価格調査案件 1 件</li> </ul> <p>（物品・役務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札案件 3 件</li> <li>うち、契約金額が 5 0 0 万円以上の案件 3 件</li> <li>うち、参加者が 1 者しかいないものの案件 2 件</li> <li>・随意契約案件 1 件</li> </ul>	
報告案件	0 件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	5 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」

【審議案件2】競争入札・低入札案件

「淀川公共職業安定所空調設備改修工事」

意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>総合空調設備稼働後約20年を経過し、設備の経年劣化から不具合が頻発している状況にあり、空調設備の停止による環境悪化の防止及び総合空調設備への負荷抑制のため、個別空調機器を増設する方針としました。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、改修工事に係る設計業務を行った結果導き出された直接工事費を用い、直接工事費から国土交通省監修 公共建築工事共通費積算基準に基づき積算した額を予定価格としました。</p> <p>一般競争入札の参加資格につきましてはですが、平成31年32年度厚生労働省競争参加資格を有する者のうち、資格区分「建設工事」のうち工種区分が「管」、等級は、予定価格に対応する「D」に加え、参加業者をより多く募るため、上位2級である「B・C」を加えました。</p> <p>入札には6業者が参加しました。</p> <p>落札候補者が低入札価格調査基準額を下回ったため、調査を実施し、最終的に本工事施工にあたり問題ないと判断し、落札業者を決定しました。</p>
<p>最低価格落札方式の場合、価格が低ければ良いという考えなのでしょうか。</p> <p>6社が入札に参加し、最低入札額と最高入札額の差が2倍近いのですが、設備機器の指定はどのようにされているのですか。</p>	<p>納入する空調設備機器の仕様につきましては、設計図書において指定しています。</p>
<p>入札金額に大きな差があるというのは、設備機器単価の差が原因だと思いますが、労働局ではどのように捉えているのですか。</p>	<p>請負業者と販社との良好な取引関係が構築され、仕入原価が大幅に削減できた事に加え、高所作業車を調達できた事で足場費用を削減できたためと捉えています。</p>
<p>納入後に設備機器の不具合は生じていませんか。</p>	<p>不具合の報告はございません。</p>
<p>施行後1年経過して不具合が生じた場合の責任の所在はどのようになっているのですか。</p>	<p>設備機器の保証期間を過ぎれば、メンテナンスは当局が行うこととなります。</p>

<p>【審議案件 1 4】競争入札（総合評価落札方式）案件 平成 3 1 年度地域若者サポートステーション事業（大阪市）</p> <p>【審議案件 1 5】競争入札（総合評価落札方式）案件 平成 3 1 年度地域若者サポートステーション事業（中河内）</p>	
意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>2 件につきましては、一括審議いただくためまとめて説明します。</p> <p>調達の概要は、未就労の若者 15 歳から 39 歳等に対して、就業生活自立支援を行うべく、国、地方公共団体が共同で行うもので、受託者は、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー・臨床心理士等の有資格者で構成された総括コーディネーターを配置した総合支援窓口を設置し、その他、相談支援員、キャリアコンサルタント、情報管理員を交えた相談支援事業展開するといった内容となっております。</p> <p>本件の調達方式は、入札参加者が有する専門知識、経験及び創意工夫等によって事業の成果に相当程度差異が生ずると考えられたことから、技術的な評価を行うため総合評価落札方式による調達を実施しました。</p> <p>入札参加資格につきましては、調達内容が事業委託であることから、資格の種類については「役務の提供等」を参加資格といたしました。また、予定価格が該当する等級は「A」となりますが、より多くの応募者を募るため「B」、「C」、「D」を加えた全等級を参加資格としました。</p> <p>大阪市地域の入札結果につきましては、参加業者が 1 者であり、技術点は合格しており、予定価格の範囲内であったため当該業者と契約を締結しました。</p> <p>中河内地域につきましては、入札業者は 1 者であり、技術点は合格しておりましたが、予定価格を超える入札額となったため再度入札を実施し、3 回目の入札で予定価格の範囲内となったため、当該事業者と契約を締結しました。</p> <p>技術点の評価につきましては、外部有識者 2 名と当局職員 1 名の計 3 名で評価を行いました。</p>
<p>事業的には、何年も継続して行われているものだったのでしょうか。</p> <p>事業内容的にかなり特殊なものだと思いますが、なぜ競争させる必要があるのでしょうか。</p>	<p>平成 2 7 年度以前は、厚生労働本省で一括調達としていましたが、翌 2 8 年度からは地方局調達に切り替わり、当時は、随意契約で締結をしていましたが、2 9 年度から総合評価落札方式を採用しています。</p> <p>総合評価落札方式の採用に関しては、受託可能業者が限られたものではなく、技術力を競わせることが公共調達上最も望ましいと考えたこと及び厚生労働本省の指示を踏ま</p>

	えたうえで総合評価落札方式を採用しました。
<p>低価格にするためというのは分かりませんが、結果的に価格交渉をして契約したのであれば一緒の事ですね。</p> <p>厚生労働本省へお伺いを立ててほしいのですが。</p>	<p>大阪市地域の案件では、受託者が東京の事業者さんであった事を勘案すると、本当に1事業者だけしか受託可能業者がないのかと悩む部分もございます。</p>
<p>業者は特定されてるわけですね。総合評価落札方式を採用する必要ないと思いますが。</p>	<p>結果論としてはそのようになります。</p>
<p>総合評価となれば、新規事業者は排除されるのですよね。</p>	<p>そういう訳ではございません。</p> <p>今回の事業について、このような事を実施していきますというプレゼンテーションに対して評価をしていますので、事業者の実績を評価しているものではございません。</p>
<p>計画書を見て判断されるのですか。技術点はどのように評価するのでしょうか。</p>	<p>評価項目は10数項目ございまして、各々10点・20点という形での積算方式となっております。</p>
<p>これまでの経験から、事業計画書を拝見し優劣を付けた経験もあったように思います。</p> <p>様々な意見がありましたが、今まで通り総合評価落札方式が適正であると判断しますが、総合評価落札方式採用には様々な意見があった事をお伝えください。</p>	<p>承知しました。</p>
<p><b>【審議案件24】競争入札案件（総合評価落札方式）</b></p> <p>平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（窓口相談・セミナー等による支援）</p>	
意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続き入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>調達の概要につきましては、働き方改革関連法の円滑な施行に向け、中小企業事業者等が抱える長時間労働の是正や正規・非正規雇用労働者の待遇格差解消を目指し、同一労働同一賃金、賃金引上げ、人材確保等雇用管理改善など</p>

	<p>の課題に対応するため、働き方改革推進支援センターを設置し、相談やセミナー等を実施することを目的とした内容となっています。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、厚生労働本省から示された積算資料に基づき、リーフレットの必要枚数を加味したうえで積算しました。</p> <p>本件は、総合評価落札方式を採用し、予定価格が1,000万円を超えるものであったことから低入札価格調査制度を設けています。</p> <p>一般競争入札参加資格については、調達内容が事業の委託であることから、資格の種類については「役務の提供等」としました。</p> <p>予定価格に該当する等級が「A」となったため、当該等級を参加資格と定め、より多くの応札者を募るため下位の2等級「B」と「C」を参加資格として加えました。</p> <p>応札の状況につきまして、入札参加業者は4者でした。技術点評価において不合格者はございませんでした。</p> <p>入札金額につきましては、1者が予定価格を超えていたため、他の3者について各事業者の価格点を計算し、価格点とその先の技術点とを合計した総合評価点を比較して、一番高得点となった事業者を落札業者としました。</p> <p>技術点の評価方法につきましては、価格点を100点、技術点を200点で、外部有識者2名と当局の職員2名の計4名での平均として計300点でしております。</p>
<p>外部評価者は、案件14、15の方とは違うのですか。</p>	<p>別の者になります。</p>
<p>どなたが指定されるのでしょうか。</p>	<p>事業課の方で選定し、評価委員の設置要綱に基づいて局長が委嘱しております。</p>
<p>受託者の大阪府社会保険労務士会は、こういった場で初めて目にしたのですが、どのような部署で事業展開をするのでしょうか。</p>	<p>支援窓口を社会保険労務士会の事務所に設け、登録社会保険労務士の方を派遣しているようです。</p>
<p>今回が初めての契約でしょうか。</p>	<p>競争入札は初めてですが、前年度は違う業者が受託者でした。</p>
<p>社会保険労務士会であれば、中小企業経営者と接点があり、事業展開も的確なのでしょうか。</p>	<p>そのように評価しております。</p>

【審議案件 110】 随意契約案件 大阪府有財産土地賃貸借	
意見・質問	回 答
契約手続きの状況等、説明を行ってください。	<p>第 21 回審議案件事案の経過説明をさせていただきます。</p> <p>残工事に関して、着工困難であるという旨の専門業者意見書を提出し、大阪府調整を重ねてきました。</p> <p>その結果、再着工せず地下杭等の残置は認めるが、残置による土地評価額下落への影響を踏まえ、府有財産賃貸借契約書に定める原状回復には至らない事による損害金を支払う方向で調整しております。</p> <p>損害金の額につきましては大阪府へ提示し、回答待ちの状況にあります。</p>
大阪府からの回答期限の目安みたいなものはあすのですか。	<p>当局としては、2 月中に返還したいとお伝えしていますが、大阪府内の調整も時間がかかるのは理解できなくもありませんので、一方的に当局からいつまでというのは提示しにくい状態でございます。</p>
厚生労働本省の意見はいかがでしょうか。	<p>契約主体が大阪であるため、本省として何らかの意見を出すということはありませんが、逐一報告はしております。</p>
杭が残置しているのであれば売れないでしょうね。	<p>公園や駐車場やったら、全く問題ない可能性もあります</p>
損害額をそれなりに計算してくるんでしょうね。	<p>当局が提示した額を良しとするか否か、法務相談を含めて検討しているようです。</p>
労働局から提示されている損害額は、再着工するとかかってくると思われる額ですか。	<p>そうです。そこに建物の持ち分割合を乗じた額としています。</p>
現状回復が不可能に近いという状況で、不可能に近い工事をした場合の見積もり金額だけで戦えるんですか。	<p>再着工する場合の予定価格に設定するような金額なので、そのような懸念はありますが、大阪府がどのような判断をされるのか待つしかない状況です。</p>
このまま 4 月 1 日を迎えたら賃貸借契約ですよ。	<p>そうなります。最悪の状態を考え予算としては要求はしています。</p>
ずっとこれ賃料払いっぱなしになりますね。	<p>事務レベルでは、終了させたいと考えていてくれています。</p>

<p>大阪府は、賃料収入があるんで別に痛くも痒くもないのでは。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>府の持ち物は、かなり大きい割合なんではないですか。</p>	<p>土地は、大阪府の財産です。</p>
<p>有効活用できないので、半永久的に続きそうですね。</p>	<p>そうならないように努力させていただいています。</p>
<p>特に期限は切りませんが、長くならないように。</p>	<p>年度内で決着を付けたいと再三伝えていきますので、今後も引き続き協議を続けます。</p>